

# 地下街の安心避難対策ガイドラインについて

地下街は、多くの利用者が通行しているものの、設備の老朽化等は進んでおり、施設の適正な管理や、安全対策の取組を計画的かつ着実に推進するための新たな仕組みづくりが必要になっている。

## 【現状】

- 地下街は全国の拠点駅等周辺に78箇所あり、多くの通行者が利用しているが、8割以上の地下街が開設から30年以上経過。
- 一方、首都直下地震あるいは南海トラフ巨大地震が発生した際には、構造物及び非構造部材の被害による人的被害や利用者等の混乱、パニックが発生する懸念。

地下街とは・・・

公共の用に供される地下歩道(地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む)と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るもの

(平成25年3月時点で78地下街)

地下街の防災・安全対策を進めるため、「**地下街の安心避難対策ガイドライン**」を策定

## ガイドラインの位置づけ

地下街が有する交通施設としての都市機能を継続的に確保していくために必要な耐震対策等地下施設の整備・更新にあたって必要な考え方を、技術的な助言として取りまとめ

## ガイドラインの主体

地下街を所有・管理するもの

## ガイドラインのポイント

- ① 非構造部材の落下対策として、非構造部材の点検要領を策定
- ② 様々な状況を想定した避難対策として、避難シミュレーションを活用した避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示